

「医療情報取得加算」に関する掲示

当院では、健康保険法に基づき、2024年6月1日より「医療情報取得加算」を算定しています。

この加算は、保険医療機関において、患者さんの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して、質の高い医療を提供する体制について評価するものです。

当院は、この加算に関し、下記の取り組みを行っています。

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

保険医療機関で、マイナンバーカードを提示し診療情報の取得に同意いただいた場合と、同意いただかなかった場合で、加算される点数が異なります。

受診に際しては、下表の点数が加算されます。

区分	初診※1 (月に1回算定)	再診※2 (3ヶ月に1回算定)
情報取得に同意あり または、紹介状あり	1点	1点
情報取得に同意なし かつ、紹介状なし	3点	2点

※1 お久しぶりの受診でも「初診」となる場合があります